



鳥取県公報

平成16年10月15日(金)
号外第147号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例 (46) (環境政策課) 2

———公布された条例のあらまし———

鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例

1 目的 (第1条関係)

この条例は、駐車時等エンジン停止の推進に関し必要な事項を定めることにより、地球温暖化の防止と生活環境の保全に資することを目的とすることとした。

2 定義 (第2条関係)

この条例において用いる用語の意義を定めることとした。

3 県の責務 (第3条関係)

県は、この条例の目的を達成するために、駐車時等エンジン停止を推進するための体制を整備し、市町村等と協力して啓発に努めるものとする事とした。

4 自動車等を運転する者の責務 (第4条関係)

自動車等を運転する者は、信号機の表示する信号に従う場合、渋滞による場合その他規則で定める場合を除き、駐車時等エンジン停止を行わなければならないこととした。

5 事業者の責務 (第5条関係)

自動車等を事業活動の用に供する者は、事業活動の用に供する自動車等を運転する者が駐車時等エンジン停止を行うための適切な措置を講ずるものとする事とした。

6 助言又は指導 (第6条関係)

知事は、駐車時等エンジン停止を推進するため必要があると認めるときは、4の自動車等を運転する者及び5の自動車等を事業活動の用に供する者に対して、助言又は指導を行うことができることとした。

7 駐車施設の設置者等の責務 (第7条関係)

駐車のための施設又は自動車等の保管のための施設を設置し、又は管理する者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内における駐車時等エンジン停止の実施の周知に努めるものとする事とした。

8 認証制度 (第8条関係)

(1) 知事は、駐車時等エンジン停止を推進するための体制の整備、行動計画の策定、実践及び評価の実施等により駐車時等エンジン停止の推進に取り組んでいる企業、法人等を、その申請に基づき、駐車時等エンジン停止推進事業所として認証することとした。

(2) 知事は、個人、住民団体等が駐車時等エンジン停止に積極的に取り組むことを自ら宣言するときは、その申請に基づき、その個人、住民団体等を駐車時等エンジン停止宣言者として認証することとした。

(3) 知事は、(1)により駐車時等エンジン停止推進事業所を認証したときは、規則で定めるところにより、当該事業所名、取組の内容その他規則で定める事項を公表するものとする事とした。

9 必要な施策の実施 (第9条関係)

県は、駐車時等エンジン停止を推進するために必要な施策を講ずるものとする事とした。

10 規則への委任（第10条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

11 施行期日等

(1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

(2) この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失うこととした。

条 例

鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第46号

鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、駐車時等エンジン停止の推進に関し必要な事項を定めることにより、地球温暖化の防止と生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び第3項に規定する原動機付自転車をいう。

(2) 駐車 自動車等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること、又は自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者がその自動車等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

(3) 停車 自動車等が停止することで駐車以外のものをいう。

(4) 駐車時等エンジン停止 自動車等が駐車し、又は停車している間に、当該自動車等の原動機を停止することをいう。

(県の責務)

第3条 県は、この条例の目的を達成するため、駐車時等エンジン停止を推進するための体制を整備し、市町村等と協力して啓発に努めるものとする。

(自動車等を運転する者の責務)

第4条 自動車等を運転する者は、信号機（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第14号に規定する信号機をいう。）の表示する信号に従う場合、渋滞による場合その他規則で定める場合を除き、駐車時等エンジン停止を行わなければならない。

(事業者の責務)

第5条 自動車等を事業活動の用に供する者は、事業活動の用に供する自動車等を運転する者が駐車時等エンジン停止を行うための適切な措置を講ずるものとする。

(助言又は指導)

第6条 知事は、駐車時等エンジン停止を推進するため必要があると認めるときは、第4条の自動車等を運転する者及び前条の自動車等を事業活動の用に供する者に対して、助言又は指導を行うことができる。

(駐車施設の設置者等の責務)

第7条 駐車のための施設又は自動車等の保管のための施設を設置し、又は管理する者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内における駐車時等エンジン停止の実施の周知に努めるものとする。

(認証制度)

第8条 知事は、駐車時等エンジン停止を推進するための体制の整備、行動計画の策定、実践及び評価の実施等により駐車時等エンジン停止の推進に取り組んでいる企業、法人等を、その申請に基づき、駐車時等エンジン停止推進事業所として認証するものとする。

2 知事は、個人、住民団体等が駐車時等エンジン停止に積極的に取り組むことを自ら宣言するときは、その申請に基づき、その個人、住民団体等を駐車時等エンジン停止宣言者として認証するものとする。

3 知事は、第1項の規定により駐車時等エンジン停止推進事業所を認証したときは、規則で定めるところにより、当該事業所名、取組の内容その他規則で定める事項を公表するものとする。

(必要な施策の実施)

第9条 前条に掲げるもののほか、県は、駐車時等エンジン停止を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

